

社会福祉法人 ^{恩賜} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル A-2：規定		
文書番号	感対-規定-A 規定・指針 2-003-190402	ページ	2 / 6

A-2：埼玉県済生会栗橋病院院内感染防止対策委員会規定

委員会の目的

第1条 この委員会は病院内の院内感染防止とその対策を遂行し、院内の衛生管理の万全を期することを目的とする。

委員会の構成

第2条 この委員会は病院長直属の諮問機関とする。

第3条 ①委員会は病院長の他、委員長1名、副委員長1名、書記1名、及び委員若干名で構成する。

②委員は、病院長、及び次の各部署から選出され、病院長が委嘱した適当数の代表者によって構成される。

③診療部(医師)、看護部、事務部、臨床検査科、薬剤部、その他

④委員長、副委員長、書記は委員の互選により決定する。

第4条 委員長は委員会を運営する。

第5条 委員の任期は特に規定しない。

第6条 委員会が必要と認めた時は、病院内外の識者を顧問とすることができる。また、委員以外の者を適宜委員会に出席させて、意見を聞くことができる。

第7条 院内感染防止対策委員会の下に院内感染対策委員会(以下 ICT 委員会)を置く。ICT は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学士、放射線技師、栄養士、理学療法士、事務職員などで構成する。ICT には委員長を置く。ICT 委員長は必要と認める職員を ICT メンバーに加えることができる。

第8条 院内感染防止対策委員会の下に手術部位感染対策委員会(以下 SSI 委員会)を置く。SSI は、外科系医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員などで構成する。SSI には委員長を置く。SSI 委員長は必要と認める職員を SSI メンバーに加えることができる。

第9条 院内感染防止対策委員会の下に抗菌薬適正使用委員会(以下 AST 委員会)を置く。AST は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師などで構成する。AST には委員長を置く。AST 委員長は必要と認める職員を AST メンバーに加えることができる。

第10条 院内感染防止対策委員会の下に感染対策リンクナース委員会を置く。感染対策リンクナース委員会は、専従看護師、各ユニット看護師などで構成する。感染対策リンクナース委員会には委員長を置く。委員長は必要と認める職員を感染対策リンクナースメンバーに加えることができる。

社会福祉法人 ^{恩賜} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル A-2：規定		
文書番号	感対-規定-A 規定・指針 2-003-190402	ページ	3 / 6

ICT の業務

第 11 条 ICT は次の事項を審議し、対策効果の具現を期す。

- ① 院内感染発生状況の把握： 細菌検査室および病棟より報告される院内感染情報の把握と分析、各種サーベイランスを行う。
- ② 院内感染防止対策： 月 1 回以上、各職場の点検を行い院内感染予防の観点から指摘や改善指導を行う。衛生管理に必要な調査研究を行う。
- ③ 院内感染症治療対策： 院内発生感染症に対する治療法の提言、細菌学的な助言や院内感染防止のための指導を行う。
- ④ 教育・啓発： 職員の教育・啓発を行い、常に『院内感染防止対策マニュアル』の適正提示に努める。全職員対象の講演会を年 2 回以上開催する。
- ⑤ 地域連携活動： 感染防止対策地域連携カンファレンスを年 4 回以上開催する。参加施設との連携を深め、地域の啓発に努める。連携施設とのサーベイランスを実施し、地域の感染状況や感染対策の実施状況を把握する。
- ⑥ 院内感染防止対策委員会への報告： 実施した諸指導・提言の内容について毎月委員会へ報告し、意見を具申する。
- ⑦ その他、院内の衛生管理に関する問題点を提起する、病院長からの諮問事項を討議する。

ICT 委員会の開催

第 12 条 ① 委員会は委員長が招集し開催する。

- ② 委員会は原則として定例会を 1 ヶ月に 1 回開催する。
- ③ 必要に応じて臨時会を開催することができる。

SSI の業務

第 13 条 SSI は次の事項を審議し、対策効果の具現を期す。

- ① 手術部位感染発生状況の把握： 手術室、病棟による SSI サーベイランスを行う。
- ② SSI 防止対策： 1 ヶ月に月 1 回以上、サーベイランス実施状況および SSI 発生状況を共有し、情報の把握と分析を行う。
- ③ 手術部位感染治療対策： SSI に対する治療法の提言、細菌学的な助言や感染防止のための指導を行う。
- ④ 教育・啓発： 職員の教育・啓発を行い、常に『院内感染防止対策マニュアル』の適正提示に努める。
- ⑤ 院内感染防止対策委員会への報告： 実施した諸指導・提言の内容について毎月委員会へ報告し、意見を具申する。
- ⑥ その他、SSI に関する問題点を提起する、病院長からの諮問事項を討議する。

SSI 委員会の開催

第 14 条 ① 委員会は委員長が招集し開催する。

- ② 委員会は原則として定例会を 2 ヶ月に 1 回開催する。
- ③ 必要に応じて臨時会を開催することができる。

社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル A-2：規定		
文書番号	感対-規定-A 規定・指針 2-003-190402	ページ	4 / 6

AST の業務

第 13 条 AST は次の事項を審議し、対策効果の具現を期す。

- ① 感染症患者、感染症疑い患者の把握：
 - ・広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を状況に応じて設定する。
 - ・感染症治療の早期モニタリングにおいて、対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を診療録に記録する。
 - ・培養陽性患者、抗菌薬長期投与患者、感染兆候のある患者等を抽出し、感染症治療状況を把握する。適宜、治療・ケアに対する提案、啓発活動、ラウンドを行う（週 1 回）。
- ② 抗菌薬適正使用：
 - ・2 名以上のメンバーで血液および尿培養結果を確認し、情報の把握と分析を行う。適宜、抗菌薬の選択・用法・用量の提案を行い、抗菌薬適正使用に努める（月 10 回程度）。
 - ・適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を準備する。
 - ・抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
 - ・使用可能な抗菌薬の種類・用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬についての使用中止を提案する。
- ③ 教育・啓発：
 - ・抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年 2 回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。
 - ・職員の教育・啓発を行い、常に『院内感染防止対策マニュアル』の適正提示に努める。
- ④ 院内感染防止対策委員会への報告： 実施した諸指導・提言の内容について毎月委員会へ報告し、意見を具申する。
- ⑤ その他、感染症治療に関する問題点を提起する、病院長からの諮問事項を討議する。

AST 委員会の開催

第 14 条 ① 委員会は委員長が招集し開催する。

② 委員会は原則として定例会を 1 ヶ月に 1 回開催する。

③ 必要に応じて臨時会を開催することができる。

社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル A-2：規定		
文書番号	感対-規定-A 規定・指針 2-003-190402	ページ	5 / 6

感染対策リンクナース委員会の業務

第 13 条 感染対策リンクナース会は次の事項を審議し、対策効果の具現を期す。

- ① 各看護ユニット感染発生状況の把握： 細菌検査室および病棟より報告される院内感染情報の把握と分析、各種サーベイランスを行う。
- ② 感染防止対策： 月 1 回以上、各職場の点検を行い院内感染予防の観点から指摘や改善指導を行う。衛生管理に必要な調査研究を行う。
- ③ 感染症対策： 院内発生感染症に対する対策の提言、細菌学的な助言や院内感染防止のための指導を行う。
- ④ 教育・啓発： 各ユニット職員の教育・啓発を行い、常に『院内感染防止対策マニュアル』の適正提示に努める。
- ⑤ 院内感染防止対策委員会への報告： 実施した諸指導・提言の内容について毎月委員会へ報告し、意見を具申する。
- ⑥ その他、院内の衛生管理に関する問題点を提起する、病院長からの諮問事項を討議する。

感染対策リンクナース委員会の開催

第 14 条 ① 委員会は委員長が招集し開催する。

② 委員会は原則として定例会を 1 ヶ月に 1 回開催する。

③ 必要に応じて臨時会を開催することができる。

付則： 各部署や病棟において、院内感染の発生が推測されたり、院内感染への進展が危惧される状況が確認された場合は、対応者は『院内感染防止対策マニュアル』に則って実務に当る。なお、各部署の所属長は現状を把握し、院長または院内感染対策委員長の指示のもとに更に必要な対策を講じる。

社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部埼玉県済生会栗橋病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル A-2：規定		
文書番号	感対-規定-A 規定・指針 2-003-190402	ページ	6 / 6

院内感染対策室 組織図

